

(介護予防) 訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1、事業者概要

事業者名称	医療法人社団 寿光会
所在地	千葉県松戸市五香西4-26-10
代表者名	理事長 作田 美緒子
電話番号	電話：047-311-3166 FAX：047-311-3167

2、事業所概要

事業所名称	介護老人保健施設エスポワール松戸 (介護予防) 訪問リハビリテーション
指定番号	千葉県指定 第1252480093
所在地	千葉県松戸市五香西4-26-10
電話番号	電話：047-311-3166 FAX：047-311-3167

3、事業の目的と運営方針

事業の目的

介護保険法令に従って、利用者またはその家族が、可能な限り快適な日常生活を営むことができるよう、利用者に応じた訪問リハビリテーションサービスを提供します。

運営の方針

- (1) 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- (2) 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行います。
- (3) 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4、本事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
理学療法士(管理者含む)	1名以上	
作業療法士	1名以上	
言語聴覚士	1名以上	

5、営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日 (日曜日、12月30日～1月3日を除く) 午前8時30分から午後5時30分
----------	---

6、営業地域

営業地域	松戸市、市川市、鎌ヶ谷市、柏市
------	-----------------

(注)上記以外の地域への訪問リハビリテーションでは交通費は実費扱いとなります。

7、利用料

- 利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- 利用者は、契約書別紙に定めた訪問リハビリテーションサービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。
- 利用料金の支払い方法
毎月、10日前後に前月分の請求書を発送します。また当該月の利用料は、翌月26日に利用者の指定の口座から振替ます。(26日が土・日・休日の場合は、その翌日)

8、苦情の受付について(契約書第14条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

○苦情受付窓口

【担当者】 事務長

リハビリテーション科 主任

○受付時間等

【曜日・時間】 毎週月～金曜日 8時30分～16時

【連絡先】 TEL 047-311-3166 FAX 047-311-3167

(2) 行政機関その他苦情受付機関

松戸市役所 福祉長寿部介護保険課	所在地 : 千葉県松戸市根本387番地の5 本館1F 電話番号 : 047-366-7370 FAX : 047-363-4008 受付時間 : 9時~17時
国民健康保険団体 連合会	所在地 : 千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3 電話番号 : 043-254-7428 FAX : 043-254-7401 受付時間 : 9時~17時

9、虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

10、緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また、緊急連絡先に連絡いたします。

年 月 日

(介護予防) 訪問リハビリテーションサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

千葉県松戸市五香西4-26-10
医療法人社団 寿光会
介護老人保健施設 エスポワール松戸
理事長 作田 美緒子 印

説明者職名： _____

氏 名： _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、(介護予防) 訪問リハビリテーションサービスの提供の開始に同意しました。

契約者 住所： _____

氏名： _____ 印

身元引受人 住所： _____

氏名： _____ 印

続柄： _____

<別紙 1>

(介護予防) 訪問リハビリテーションについて

(2026年 6月 1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション日時とサービス内容

(1) ご利用日時

《曜日》 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日
《時間》 午前・午後 《訪問頻度》 回/月・週

(2) ご利用サービス内容

身体機能維持 日常生活動作練習 (入浴・トイレ・移動・外出・その他：)
御家族への介護方法指導 福祉用具の相談 住宅改修の相談 その他：

3. 利用料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。

2026年6月改訂

	時間	単位数	料金(1割)	料金(2割)	料金(3割)
訪問リハビリ 1	20分	314単位	332円	663円	994円
予防訪問リハビリ 1	40分	628単位	663円	1,325円	1,988円
サービス提供体制強化加算含む	60分	942単位	994円	1,988円	2,982円
訪問リハビリ 1 予防訪問リハビリ 1	40分	828単位	874円	1,747円	2,621円
サービス提供体制強化加算含む					
短期集中リハビリ テーション実施加算	60分	1,142単位	1,205円	2,410円	3,615円
介護職員等処遇改善加算	1月あたりの総単位数×1.5%				

*当事業所は地域区分の5級地となり、1単位の単価は10.55円になります。

*サービス提供時間毎の料金(1回20分毎)になります。

なお、**基本的には1回40分の実施**となり、状況に応じて20分または60分の実施へ変更になる場合がありますのでご了承ください。

サービス提供体制強化加算

サービスの質を向上させるために、勤続年数7年以上の者が配置されている場合に加算されます。当施設は上記条件が満たされており、サービス提供体制強化加算（6単位／20分）が加算されます。

短期集中リハビリテーション実施加算

病院や施設から退院・退所後または初めて要介護認定を受けた後に、早期在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、退院後3ヶ月以内に週2回以上リハビリテーションを実施した場合に200単位が加算されます。

起算日（退院・退所日または認定日） 年 月 日）

短期集中リハビリテーション実施加算 (/ ~ /)

リハビリテーションマネジメント加算（2）、（3）

リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を共有し会議の内容を記録、訪問リハビリテーション計画について、計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族へ説明し利用者の同意を得ること。3ヶ月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直していること。また、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供をおこなっていること。

計画書等の情報を厚労省へ提出している場合、月に一度213単位が加算されます。

上記に加え、利用者又は家族への説明を医師が行った場合に、上記213単位に加え270単位が加算されます。

<交通費>

コインパーキング利用している方のみパーキング代（自動車利用）

（4）支払い方法

毎月10日前後に、前月分の請求書を発行します。

- ・お支払い方法は、原則として銀行引落でお願いいたします。
銀行引落の手續完了までは、1～2か月ほど時間がかかることがありますので、その期間はお振込いただきますようお願いいたします。
- ・振込の場合は20日までにお支払いください。
領収書は翌月の請求書に同封いたします。